

あじさい

鹿角手をつなぐ親の会
第60回総会議案書
会報
平成28年4月

「地域が育み、街の中で生きる」鹿角手をつなぐ親の会・事務局・鹿角市花輪字柳田41-1
TEL 0186 (22) 1787 FAX (22) 4030

平成28年 鹿角手をつなぐ親の会・新年会



2016/01/24

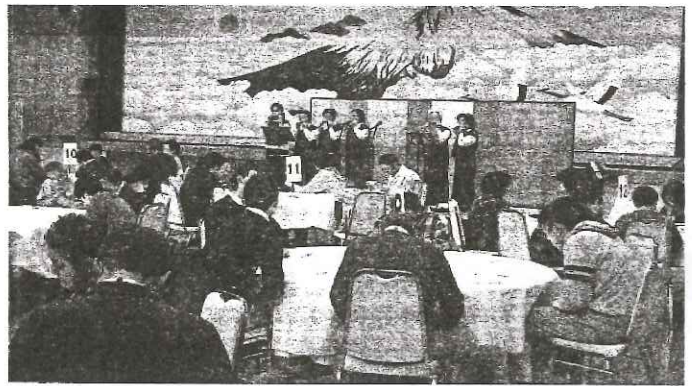


2016/01/24



2016/01/24

よねしろ新報 平成28年 (2016年) 1月25日 (月) (4)



ハーモニカ演奏も行われた新年会

一年間頑張る鋭気を

手をつなぐ親の会 恒例の新年会を開催

郡市内の知的障がい者
の自立支援を目的に組織
されている鹿角手をつな
ぐ親の会(鬼澤正文会長・
会員百五十人)は二十四
日、二十八年新年会を鹿
角市花輪のエスポワール
かつので開いた。新年会
ではハーモニカ演奏が行
われたほか、ビンゴゲー
ムやお年玉付きカラオケ
大会など楽しい企画がい
っぱい。参加者たちは今
年の決意を確認する大切
な機会となっている。
午前十時から開かれた
新年会では、八十八人の
参加者を前に鬼澤会長が
新年のあいさつ。「日」
の連携など年間を通して
活発な事業を繰り広げて
いる。新年会もそうした
事業の一つ。会員や賛助
会員が一堂に会して、新
年を喜びました」と
呼びかけた。
続いて、鹿角ハーモニ
カ同好会(斎藤正子代表
のメンバー)が、「北国の春」
を皮切りに「浜辺の歌」
「荒城の月」などおなじみ
の唱歌や歌謡曲を演奏。
会場には大きな歌の輪が
広がった。また、新年会
恒例のビンゴゲームやお
年玉付きカラオケ大会も
にぎやかに繰り広げられた。

〈第1号議案〉

平成 27 年度 事業報告

平成 27 年は戦後 70 年の節目の年でした。戦中、戦後の食糧難、貧困などの困難、混乱期を体験しながら経済大国日本、戦争をしない平和な日本を作り上げてきた方々は 70 年の星霜を経てきた素敵なお顔の高齢者になりました。

鹿角でも貧しい生活が続かなかで、昭和 32 年に「花輪手をつなぐ親の会」を立ち上げた後藤さん、奈良さん、小野寺さんから大先輩のご努力に敬意を表しながら、会の趣旨を引き継ぎ、発展させながら運営を続けてきました。来年は当会の設立から 60 年の記念すべき年を迎えます。

さて、当会の運営では、県大会が県北（能代・山本）で開催されたので、その準備段階から運営に協力し、大会当日は当会から 19 名が参加しました。開会式典では竹本敬友君が秋田県知事表彰制度ができてから初めての本人表彰（自立更生者表彰）を受けられました。

岩手県で開催された東北ブロック大会は参加希望者がいなかったので参加を見合わせたほかは、総会、視察研修会、県北地区協議会・研修会、新年会などの主な事業はつつがなく進捗されたものと総括し、次のとおり報告します。

① 花輪ふくし会傘下施設との連携を蜜にします

知的障害のある人やその家族、施設利用者が、望む地域で安心して共生できる地域づくりを目指して、鹿角地域で障害福祉事業を広く展開している「花輪ふくし会」の施設整備の情報などを収集するために、施設職員との懇談会を計画しましたが、日程調整がつかず実施できなかったことを報告します。

しかし、当会の総会や視察研修会、新年会には施設長や職員から参加していただいて会員との情報・意見交換などの懇談をすることができました。

また、福祉プラザ祭や東山学園の学習会・懇談会などにも会員が参加して職員との交流に努めました。

② 「共生社会」構築のための運動を進めます

全国手をつなぐ育成会連合会、秋田県手をつなぐ育成会と共同して障害者総合支援法の動向を知り、知的障害者の自立に向けた権利擁護（障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度など）に関する諸問題を理解するための学習会、セミナーへ参加したほか、全国連合会の交流紙「手をつなぐ」を購読するなどして地域で暮らし続けるための支援などについて学びました。

また、県教育庁が大館市で開催した「特別支援学校県北地区職業教育フェア・技能協議会、練成会」に参加して、親の会活動と働いて社会参加することの意義について学びました。

③ 幼児・児童の母親との療育懇談の場を作ります

この取り組みについては、昨年と変わらず、鹿角地域に知的障害を持つ幼児・児童がどのくらい居られるのか、どこの家庭に居られるのかが個人情報保護法等のために把握することができなかったことを反省しています。

この反省を踏まえ、来年度は、花輪ふくし会の児童多機能型事業所「とういんくる」、「ちくたく」を見学することを計画します。

④ 知的障害者の高齢化に対応する学習活動を進めます

私たちはこれまで幾度となく「成年後見制度」について学んできましたが、後見人を依頼するための手続きが面倒であったり、弁護士費用などの経費に不安があったりして、元気なうちはもう少し様子を見ようと制度の利用には消極的でありました。

しかし、私たちは勿論、障害のある本人たちも必ず年を取り、いずれ高齢者の仲間入りをします。親亡き後の一番大きな心配は「身上監護と財産管理」だとの声が多かったので、県北地区協議会では、これを研修課題として、11月に研修会を開催しました。当会からは 11 名が参加して講演を受講しました。

前項の幼児・児童の療育問題とともに高齢化対策は大きな課題であり、これからも学習し、実践する活動に取り組みます。

⑤ 次代を担う、あんず部会の活動を重視します

「あんず部会員へのアンケート」を実施した結果、部会員は一緒に、親の会の将来をあんず部会員に期待していることを「荷が重い」と感じており、今、実際に活動に参加しているのは 7～8 名です。

しかし、今は、なかなか参加できない会員のなかには、しっかりと意見を述べることもできる会員もいますので、時間を掛けてじっくり待ちながら、こうした部会員と行動を共にしていくのが、これからの方向性だと考えています。

また、喫緊の要望・課題として、「児童ディサービスに預けている子供の生活などの様子が見えない。」（送迎の際に、その日のことを職員に尋ねても『担当していなかったの、よくわからない。』と返されることが多いが、キチンと知らせてくれる職員もいる）ので、ちょっとした申し送りをしてもらいたい。

この件については、会長がすぐに障害者センター長に申し入れて、善処してもらいました。あんず部会の活動には財政支援のほか、会員間の世代を超えた交流を図るために元気フェスタの喫茶店の準備と当日の運営に主体的に取り組んでもらいながら先輩会員からも協力していただいたほか、新年会のビンゴゲームも出発の家の職員と共同で運営に当たっていただき成果を上げました。8月の視察・研修会は、18名で宮城県栗原市の福祉法人を訪問しました。その概要は、「あじさいⅡ」第15号でお知らせしました。秋田魁新報が特集連載した「発達障害と歩む」を資料にして学習会も実施しました。

⑥ 「出発の家」の健全な運営を支援します

県育成会から受託・実施している「本人活動支援ボランティア事業」のブルーベリー栽培支援活動は、今年も出発の家の保護者会と共同で行いました。

今年は想定外の大雪に見舞われて幹や枝に大きな被害を受けましたが、その後の天候に恵まれて、それなりの成果を上げることができました。

また、元気フェスタへの共同参加も前日の準備作業から順調に進められ、当日も 40 名を超える会員が出発の家の出店コーナーに寄って、利用者に声を掛けながら作品やバザーの商品を買い求めて協力し、出発の家の関係者から感謝されていました。

⑦ 幹事等役員との交流、懇談を深める活動を重視します

初めての企画ですが、7月18日～19日に大湯温泉で「幹事等役員及び会員の交流・懇談会」を実施しました。日帰りの2名を含めて13名が参加しました。(2名が当日キャンセル) 秋田県人らしく、普段は口重でもアルコールが入ると滑らかにしゃべるようになり、是非やってみたいアイデアや事務局が反省させられる意見などが出されました。

これからの幹事会などを気が置けない会議にするための方策を見出した懇談会であったと総括しています。

⑧ その他の報告

当会の事務局長を兼務されてきた中村副会長が、出発の家の施設長を退職されましたので、新年度から金澤澄子さん（後任の出発の家施設長）に事務局長をお願いすることとしました。

私の視点

秋田県公立中学校教諭 三戸 学



私は出生時に脳性まひになり、手足や言語に障害があるが、小中学校と普通学級に学び、大学の教育学部を卒業して教員となった。中学校で数学を教えて15年になる。

日本政府が批准した障害者権利条約は、障害のある者が、障害を理由に一般的な教育制度から排除されないことをうたっている。それは障害のない者と共に学ぶ「インクルーシブ教育」の実現であり、生徒だけでなく教職員も障害の有無にかかわらず共に働く環境づくりが大切だ。

そのために、4月に施行される障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法を、生活の場に生かしていきたい。法に盛り込まれた差別解消のための「合理的配慮の提供」が力ギになる。それは障害のある者が、ない者と平等な状況をつくるための変更や調整を意味し、例えば車いす用の設備を整えたり、点字や手話訳を準備したりすることだ。

社会生活で不都合が生じないよう工夫してほしいと障害者が要望すれば、「合理的配慮」の提供が求められる。それは際限のないものではなく、「過度の負担」とならない範囲だが、公立学校や行政機関などでは提供が法的義務とされ、提供しなければ障害者への差別になる。

合理的配慮の提供は、障害者の私が

障害者との共生

「合理的配慮」を考えて

障害のない人と対等に社会生活を営むうえで生じる「壁」を取り除くことであり、誰もが自分らしく生きていけるよう社会を変えることでもある。障害者が望む合理的配慮は一人ひとり異なり、行政機関などが一方的に押しつけるものではない。障害者と話し合い、その意向を十分に尊重することが大切だ。

これまで、私が「みんなと一緒にやりたい」と伝えても、「何もしなくていい」と言われてきた。みんなと違う扱いをされ、「差別ではないか」と反論すると「配慮だ。1人ではできないでしょ」と言われた。これは合理的配慮ではなく、差別意識に基づく排除だと思ふ。

また、周りの人が同情やあわれみから私の車いすを押しつけてくれ、嫌々ながらやっていることも私は敏感に感じてきた。これでは車いすを押すだけで終わってしまい、社会は何も変わらない。そして「車いすでの移動は大変だ」と、またしても排除の論理で語られる。障害者は「合理的配慮」があれば、みんなと一緒に「できる」ようになるのに。

これからは、合理的配慮の提供を通じて人々が障害の特性について正しい知識を得て理解を深め、共生への道が生まれることを信じる。障害のある教師が合理的配慮を提示されて働く姿を通して、教育現場から共生社会の礎を築いていくことが、私の大きな役割だと思ふ。

〈第 2 号議案〉 平成 27 年度 収支決算書

(収入の部)

項目	区分	予算額	決算額	増減	摘要
会 計		305,000	290,500	△14,500	会員減(退会 1 名 免除 3 名)
助 成 金		57,000	60,830	3,830	県育成会 30,830 円 社協 30,000 円
寄 付 金		35,000	51,700	16,700	寺坂①共防 兎澤(多) 佐藤 中村 他
特 別 会 費		400,000	615,700	215,700	総会 県大会 視察研修会 新年会等
雑 収 入		10,000	28,514	18,514	
繰 越 金		196,213	196,213	0	
合 計		1,003,213	1,243,457	240,244	

(支出の部)

項目	区分	予算額	決算額	増減	摘要
通 信 費		65,000	61,396	△3,604	「あじさいⅡ」ほか郵送費
印 刷 費		95,000	61,281	△33,719	あじさい 総会出欠ハガキ
会 議 費		8,000	1,430	△6,570	幹事会・お茶代
交 通 費		21,000	0	△21,000	
事 務 局 手 当		60,000	51,000	△9,000	局長手当 会計手当
賃 借 料		24,000	24,000	0	出発の家
負 担 金		60,000	58,740	△1,260	県育成会負担金 払込・振込手数料
消 耗 品 費		30,000	23,224	△6,776	
行 事 参 加 費		550,000	756,634	206,634	総会 県大会 視察研修会 新年会等
積 立 金		50,000	50,000	0	
雑 費		20,000	22,503	2,503	慶弔費 軽油缶
予 備 費		20,213	0	△20,213	
合 計		1,003,213	1,110,208	106,995	

局長手当=4月~12月(2月に退職したが、1月分を辞退)
 収入総額 1,243,457 円 - 支出総額 1,110,208 円 = 残額 133,249 円(翌年度へ繰越)

(積立金)

26 年度末積立額	27 年度積立額	27 年度末積立額	摘 要
200,000	50,000	250,000	1 年定期預金(0.025%)

(本人活動支援事業基金)

項 目	収入金額	支払金額	差引残高	摘 要
繰 越 金	31,938	0	31,938	
寄付金等雑収入	2,011	0	33,949	
元気フェスタ・売上金	57,190	0	91,139	前年比 1,930 円増
元気フェスタ・諸経費	0	24,869	66,270	コーヒー・ケーキ等材料費
元気フェスタ・手数料	0	3,050	63,220	許可申請・保健所検査手数料
元気フェスタ・謝 礼	0	1,500	61,720	コーヒー店の手伝い 500 円×3 人
親の会新年会・景品代	0	28,916	32,804	ビンゴゲーム景品代ほか
同上カラオケ用お年玉	0	3,000	29,804	100 円×30 人
合 計	91,139	61,335	29,804	(翌年度へ繰越)

(県育成会受託事業=ブルーベリー栽培支援)

受 託 額	支払金額	差引残高	摘 要
82,900	82,900	0	賃借料 9,700 諸謝金 6,480 消耗品 46,424 郵便料 4,070

会計監査報告書

平成 28 年 3 月 28 日、本会事務局において現金出納簿、預金通帳、領収証等の関係帳簿及び書類並びに保管現金について監査を実施したところ、その内容は適正に処理されていたことを報告します。

平成 28 年 4 月 1 日

鹿角手をつなぐ親の会 監 事 村 木 たへ子 ㊞

平成 27 年度のあゆみ〈活動日誌〉				月 日	事 業・活動内容	場 所	参加者
				9、7	竹本君の知事表彰を祝う会	花 輪	10 人
				9、12	かづの元気フェスタ準備	花 輪	9 人
4、1	総会議案書・会報「あじさい」発行			9、13	かづの元気フェスタ	花 輪	42 人
4、18	第 1 回幹事会	花 輪	14 人	10、1	「あじさいⅡ」第 15 号発行		
4、18	東山学園家族会・総会	花 輪	7 人	10、10	東山学園・学習会	花 輪	6 人
5、10	大館市育成会・総会	大館市	1 人	10、13	県育成会・正副会長会議	秋田市	1 人
5、13	県育成会・正副会長会議	秋田市	1 人	10、24	特援校県北職業教育フェア	大館市	4 人
5、21	県育成会・理事会	秋田市	1 人	10、26	県北地区担当理事協議会	大館市	1 人
5、23	第 2 回幹事会	花 輪	15 人	11、14	第 4 回幹事会	花 輪	14 人
5、26	市社協・評議員会	花 輪	1 人	11、17	障害者センター長へ要望	花 輪	2 人
6、12	県大会実行委員会	能代市	1 人	11、20	県北地区担当理事協議会	北秋田市	1 人
6、20	第 59 回通常総会	花 輪	50 人	11、27	鹿角市社会福祉大会	花 輪	4 人
6、26	出発の家・総会	花 輪	4 人	11、29	県北地区協議会・研修会	北秋田市	11 人
7、1	「あじさいⅡ」第 14 号発行			12、9	障害者支援事業	秋田市	1 人
7、4	地域福祉空間創造ゼミ	小坂町	7 人	12、10	合同協議会		
7、4	地区民児協・定例会	花 輪	1 人	12、18	県育成会・理事会	秋田市	1 人
7、6	ブルーベリーの	花 輪	延べ	1、1	「あじさいⅡ」第 16 号発行		
8、7	収穫・販売を始める		43 人	1、14	新年会準備協議会	花 輪	4 人
7、15	県北レク大会	大館市	6 人	1、24	平成 28 年新年会	花 輪	87 人
7、18	役員・会員	大 湯	13 人	2、9	民児協・障害者福祉部会	花 輪	1 人
7、19	交流・懇談会			2、18	比養かづの分校 後期進路後援会	花 輪	1 人
7、25	東山学園・夕涼み会	花 輪	9 人				
7、29	県大会実行委員会	能代市	1 人	2、24	市民協・高・障福祉部会	花 輪	1 人
8、4	あんず部会視察研修会	宮城・栗原	18 人	2、28	東山学園、児童棟視察会	花 輪	4 人
8、18	県大会実行委員会	能代市	1 人	3、9	県育成会・理事会	秋田市	1 人
8、22	第 3 回幹事会	花 輪	11 人	3、28	会計監査	花 輪	3 人
8、30	県育成会・県大会	能代市	19 人	3、29	市社協・評議員会	花 輪	1 人

〈第 3 号議案〉

平成28年度 事業計画〈活動方針〉(案)

障害者総合支援法第1条の2の基本理念を実現するために、県育成会及び県北地区市町育成会と共同しながら、関係機関・団体との連携を図り、本会の目的の達成に努めます。

平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行されてから3年が経ち、見直し改正法が施行されます。さらに障害者差別解消法、障害者虐待防止法等の施行、障害者権利条約の批准など障害者を取り巻く制度や施策はめまぐるしく変わってきています。

本会は知的障害のある人の尊厳を護り、障害があることによって分け隔てられることなく、望む地域で当たりまえに暮らし、地域の、社会の一員として自立し共に生活する社会、即ち「共生社会」の実現を目指し、支援法が本人にとってよりよい制度となるような活動を展開します。

会員と家族や支援者が手をつなぎ、様々な問題を解決していく活動や事業を通して、地域の理解を得ながら、知的障害者の自立と福祉の増進に寄与するため、次の事項を方針として掲げ、会員が一丸となって事業を推進します。

① 花輪ふくし会傘下施設との連携を蜜にします

知的障害のある人やその家族、関係機関・施設の利用者が、望む地域において安心して市民と共生できる地域づくりを目指すために、鹿角地域で障害福祉事業を広く展開している「花輪ふくし会」傘下の施設職員との面談、懇談の機会を作り、あるいは、会が主催するセミナーなどに参加して、情報交換の場を通じて障害者総合支援法の基本理念が実現され、本人にとって「より良い制度となっているか、問題は何か」などについて話し合い、問題の解決に向けて協同して取り組み、「地域が育み、街の中で生きる」共生社会の実現に資するよう努めます。

② 「共生社会」構築のための運動を進め、本人活動を支援します

私たちが最も関心を持っている我が国の障害者制度改革の目的が「共生社会」の実現にあることから、上記①の取り組みのほか、共生社会実現の一翼を担うべく全国育成会連合会や県育成会と一体となって、知的障害者の自立に向けた制度政策要求や権利擁護に関する諸問題を理解するための活動を展開します。

これまでの私たちの活動は、知的障害のある子供たちが社会の一員として生きていく力を身に付けるための「支援の力」を構築していく制度政策要求等が主流でありました。これからは、それらの取り組みと併せ、社会の仕組みや差別意識を変えていく変革の運動を地道に積み上げて、障害を持つ本人自らが意思決定して行動できるような「共生社会」の実現に資していく必要があります。

このため、本人活動に対する積極的な支援、協力をしていきます。

③ 幼児・児童の母親との療育懇談の場を作ります

少子化が進んでいても障害をもって生まれてくる子どもは存外少なくなりません。特に最近では、自閉症やダウン症だけでなく注意欠陥多動性障害や学習障害（LD）、など広汎性発達障害児と思われる幼児・児童が増えつつあり、障害を持つ幼児・児童の母親の多くは、子供とどのように対峙していいのかわからない、悩んでいますので、あんず部会が主体となって、比内支援学校かづの校と連携して同校のPTAと関わりながら、問題、課題提起をしつつ、気取らず、周りに気兼ねすることなく、自分の悩みを真剣に聞いてもらえる語り合いの場を作り、幼児期の子育てを終えた会員の豊富な子育ての経験や失敗談を話題にした親の世代間交流を図ります。

④ 知的障害者の高齢化に対応する学習活動を進めます

我が国でも知的障害者の高齢化が話題になりはじめました。我が国では65歳を超えた知的障害者は5万人を軽く超えると推測されています。

高齢になれば、内科的な様々な病気が増えますし、身体機能の低下も目立ち、そして認知機能も次第に低下します。こうした高齢化に対応するためには、まず、①在宅支援は保護者も高齢になり、支援が難しくなることから施設利用への切り替えをして、②施設では設備・機器の設置、専門職の配置などの環境改善等が必要になります。また、③私たちは障害福祉・介護保険に関する知識、親亡き後の身上監護や財産管理に係る法人後見事業などを学習して、双方の高齢化に対応できる活動に取り組みます。

⑤ 次代を担う、あんず部会の活動を重視します

当会の次代を担う「あんず部会」の活動を盛り上げるために財政支援をします。

昨年の部会員へのアンケート結果を踏まえ、部会員に親の会の将来を期待して重荷を負わせようとせず、部会員個人が置かれている家庭環境や職場環境が変わり、会の活動に関心を持ち、参加できるようになるまで待ちながら、現状の部会活動を支援していきます。

また、元気フェスタや新年会、そして上記③の幼児・児童の母親との懇談会などを主体的に取り組んでもらい、この懇談会などを通して母親の声を聞き、行政や関係機関にこの声を反映させていきます。

⑥ 「出発の家」の健全な運営を支援します

「出発の家」の設立に大きく関わってきた当会には、引き続き利用者がより良い環境で日常生活を送り、就労移行できるような支援していく責任がありますので、複数の理事を推薦し、理事会において意見を具申するなどして「出発の家」の健全な運営に寄与してまいります。

今年も本人活動支援の一環として「ブルーベリー栽培支援」、「他施設利用者との交流支援」、「元気フェスタへの共同参加」などを行います。

⑦ 幹事等役員の交流、懇談を深める活動を重視します

昨年初めて実施した幹事等役員・会員の交流、懇談会は大きな成果があったので、今年も開催します。今年度は、第1四半期に開催して、建設的な、画期的な意見等は早急に具体化するようになります。

28年度会費納入のお願い

会費	普通会員（保護者）の方は 2,000 円以上
	賛助会員の方は 1,000 円以上
納入方法	同封の「払込取扱票」でお近くの郵便局から払い込んでください。

あの日(3.11)から
5年が経ちました。…そして
4月14日、熊本地震が発生しました。
私たちにもできるお手伝いを続けていきましょう。



〈第4号議案〉

平成 28 年度 収支予算 (案)

(収入の部)

項目	区分	①予算額	②前年度 予算額	③前年度 決算額	増減 (①-②)	摘要
会費		290,000	305,000	290,500	△15,000	
助成金		60,000	57,000	60,830	3,000	社協 県育成会
寄付金		45,000	35,000	51,700	10,000	
特別会費		650,000	400,000	615,700	250,000	総会 新年会 県・東北大会
雑収入		20,000	10,000	28,514	10,000	
繰越金		133,249	196,213	196,213	△62,964	
合計		1,198,249	1,003,213	1,243,457	195,036	

(支出の部)

項目	区分	①予算額	②前年度 予算額	③前年度 決算額	増減 (①-②)	摘要
通信費		65,000	65,000	61,396	0	郵送費 切手 ハガキ
印刷費		62,000	95,000	61,281	△33,000	あじさい 封筒(角2)ほか
会議費		6,000	8,000	1,430	△2,000	幹事会・飲み物代
交通費		14,000	21,000	0	△7,000	秋田市(7,000円×2人)
事務局手当		60,000	60,000	51,000	0	局長3千円 会計2千円
賃借料		24,000	24,000	24,000	0	
負担金		60,000	60,000	58,740	0	県育成会 47,500円
消耗品費		30,000	30,000	23,224	0	
行事参加費		780,000	550,000	756,634	230,000	総会 新年会 県・東北大会
積立金		50,000	50,000	50,000	0	
雑費		23,000	20,000	22,503	3,000	
予備費		24,249	20,213	0	4,036	
合計		1,198,249	1,003,213	1,110,208	195,036	

(積立金)

27年度末積立額	28年度積立額	28年度末積立額	摘要
250,000	50,000	300,000	1年定期預金

(本人活動支援事業基金)

項目	区分	収入の部			支出の部		
		予算額	前年度 予算額	前年度 決算額	予算額	前年度 予算額	前年度 決算額
繰越金		27,799	31,938	31,938	0	0	0
喫茶店売上金		55,000	50,000	57,190	0	0	0
喫茶店材料費		0	0	0	30,000	28,000	29,419
本人活動費		0	0	0	32,000	27,000	31,916
寄付金		1,000	1,000	2,000	0	0	0
雑収入		10	10	11	0	0	0
合計		83,809	82,948	91,139	62,000	55,000	61,335

(収入予算額) 83,809円 - (支出予算額) 62,000円 = (翌年度残) 21,809円

ひと

知的障害者にお金のやりくりの仕方を教える

鹿野 佐代子



大阪府内にある知的障害者の就労支援施設に勤めながら、働く障害者たちにお金をやりくりする方法を教えている。

「これで本当に経済的自立なのか」。2003年、ファイナンシャルプランナー(FP)の資格を取り、障害の特性に基づいた金銭管理を当事者と考えた。

知的障害者が暮らす通勤を担っていたとき、入寮者5人とレストランへ行った。2人は自分で払ったが、3人はレジの前で誰かが払ってくれるのを待った。給料を得ても「持たせると危ない」と、家族から1日千円だけ渡されて暮らす人が少なくなかった。

今年の変化の年になりそう

障害者総合支援法見直しの報告書が公表され、四月からは「障害者差別解消法」が施行されるなど数年前から続けられてきた福祉関係法律の改正等が一応の終結となります。

差別解消法は、障害を理由とした不当な差別の禁止と行政機関等に社会的障壁の除去に関する合理的な配慮の提供を義務付けています。

支援法の見直しは6項目ありますが、これも公表された報告書を基に四月から見直しが行われています。

6項目のうち、①障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方。②障害者の意思決定支援のあり方。③成年後見制度の利用促進のあり方。④高齢の障害者に対する支援のあり方に注目したいと思いますが、中でも高齢障害者が六十五歳で介護保険に移行した場合に個人負担の増加の問題が気にかかるそうです。

次に、四月から「障害者雇用促進法」が改正され、障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供義務が定められました。

このように、今年はいくつかの法の施行や報告等がありますが、きれいな言葉を並べるだけでなく、この国が真に障害者の権利を守り、共生社会を実現できる国になりうるかを見極める重要な年になると思います。

支援法施行3年後の見直しについて・・・公表

平成27年から社会保障審議会障害者部会で見直し検討されていた報告書が昨年12月に公表されました。基本的な意見内容は次のとおりです。

- 常時介護を要する障害者等に
対する支援
常時介護を要する者だけでなく「日常的」に「支援」を要する者も含むべき。
- 障害者等の移動の支援
利用者の個々のニーズや地域の状況に応じた柔軟な仕組みとするべき
- 障害者の就労の支援
工賃・賃金向上や一般就労への移行をさらに促進するための取り組み。
- 障害支援区分の認定を含めた
支給決定の在り方
関係者の公平性や透明性の確保をしつつ、利用者の意向が反映され、なお適切な支給決定がなされるべき。
- 障害者の意思決定支援の在り方
サービス提供者が、障害者の意思決定の重要性をさらに認識する。また、成年後見制度の利用促進。
- 高齢の障害者に対する支援の
在り方
障害福祉制度と介護保険制度の連携を推進する。

成年後見制度

まず課題の洗い直しを

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に代わり、財産の管理や介護サービスの契約などを進める。その成年後見制度の利用を広げるための促進法が議員立法で成立した。

認知症の高齢者が462万人とされるのに対し、制度の利用者は約18万人にとどまる。仕組みを周知し、普及に向けた施策を進めるのが法の狙いだ。

だが、利用が低調なのは理由があるはずだ。促進の旗を振る前に、まずは制度にどんな問題点や課題があるかを総点検し、利用者本位の仕組みへと見直すことに取り組むべきだ。

法律には、後見人による不正を防ぐ対策や、後見人の業務を手術や治療内容への同意に広げることなどを検討し、3年以内に必要な法整備をすることが盛り込まれた。また、家族や親族よりも第三者による後見が増え

ている状況を踏まえ、一般市民の中からの後見人の育成を推進する方針を掲げた。

後見人による財産の着服は後を絶たない。特に弁護士などの専門職による不正は昨年、過去最多を更新した。制度への信頼にかかわる問題であり、監督体制の強化は最優先の課題だ。

一方、後見人の業務を医療行為の同意に広げることには疑問や懸念も出ている。延命治療の中止といった重い判断を迫られれば、後見人の心理的な負担も大きい。

医療現場では、本人が意識不明に陥るなど、意思の確認や同意を得るのが難しいケースは他にもある。そうした場合の対応は、広く医療の問題として議論するべきではないか。

人材確保の切り札とされる市民後見人にも課題がある。一定の研修を受けるとはいえ、弁護

士や司法書士ほどの専門性は無い。利用者とは後見人双方の不安を解消するには、市民後見人への専門的、組織的な支援体制を整えることが不可欠だ。

また、利用者への虐待が疑われる場合などは専門職の後見人に頼らざるを得ないが、最低でも月2万〜3万円の費用がかかり、資力のない人は利用できないのが実情だ。費用の補助を拡充することも必要だろう。

今の成年後見制度が利用者の意思を尊重した仕組みになっているか、という根本的な疑問も

根強い。判断能力が不十分とされる人でも、適切なサポートがあれば自ら決められる場合もある。むしろ成年後見制度の利用はできるだけ限定し、意思決定を助ける仕組みを充実させるべきとの指摘もある。

利用促進にとどまらない、幅広い議論を求めたい。

震災避難 障害者への支援確保を

「ホールに段差があり、車いすの人は入れないと断られた」

「どこからも情報が来ず、1週間、車中泊を続けた」

熊本県を中心に続く震災で、命をつなぐはずの避難所に入れない障害者が続出している。

一般の避難所では生活が難しい障害者や高齢者には、「福祉避難所」が用意されるはずだった。災害に備えて、あらかじめ市区町村と協定を結んだ学校や福祉施設などである。だが、震災の現実の前には、うまく機能しなかった。

熊本市では、避難の際に手助けが要する「要支援者」の名簿に登録された人は約3万5千人いる。これに対し、福祉避難所の協定をもつ施設は176あったが、実際に受け入れる施設はなかなか増えなかった。

ケアする人が被災して人手不足だったり、建物が壊れて水道も止まったりと、施設が壊れていなかった事情がある。ボランティアを募り、22日までにやっと33カ所が開設した。だが入所者は80人超どまり。介助の余裕なく場所の提供し

かできない、と嘆く施設もある。福祉避難所に入れない障害者らにとって、長引く震災は深刻な生活苦をもたらす。安否確認も思うように進まなかった。

こうした中、熊本市の熊本学園大の活動が注目されている。最大60人ほどの障害者や高齢者を受け入れ、存在感を示す。

ももとはグラウンドが広域避難場所に指定されていただけだったが、相次ぐ強震で住民が集まり始めたため、4教室を住民に開放した。さらに校舎内の大ホールを要支援者専用にし、大学関係の介護福祉士や学生ボランティアらが24時間、避難者を見守る態勢をつくった。

先月施行された障害者差別解消法は、「合理的配慮の提供」を公的機関の義務と定めている。障害者から社会的な障壁を取り除く要請があれば、無理ない範囲で対応する。その精神を実現する先駆的な試みだ。

避難所づくりに関わった同大の教授2人は障害者・支援者団体と協力して「被災地障害者センター」も設けた。一つの避難所に集約するのではなく、各地の障害者に適切な情報を提供する拠点となり、元の生活に戻るまで必要な支援を続ける。

避難者は今も8万人近い。その中で障害者らは、健常者と同じように暮らすのは難しい。要支援者名簿をもとに安否を確認する仕組みや、広域で福祉施設同士が職員を派遣し合う枠組みなどを平時から準備したい。日本中どこで起きるかわからない「次の災害」に備えて。

妻を「夫源病」にしないためには

精神科医 市一（〇〇県 58）

うつなどストレス症状を訴える60代の女性の話を聞くと、多くが俗に言う「夫源病」だ。夫が現役の時、日中に買い物や習い事、スポーツなどを楽しんでたのに、夫が定年で毎日家にいる生活になると、夫への気兼ねからどれもやめてしまう。3度の食事の支度をし、友人から外出に誘われても夫に悪いと断ってしまう。3ヶ月、半年と経つと、元気が出ない、体のあちこちがしびれる、めまいや耳鳴りがすると来院されるのだ。

「亭主元気で留守がいい」とはよく言ったもの。たいていの主婦にとって、夫はいざという時の頼りになっても、ふだんは面倒なうつとうしい存在である。

奥さんを「夫源病」にしなければ、なるべく家を空け、奥さんに今まで通り生活を続けさせてあげること。せめて食食くらは自分で支度すること。この2点を心がけていただきたい。

妻もてなしてこそ夫

全国亭主関白協会会長・天野周一さん



当協会は上手に妻の尻に敷かれる夫をめざす会員が、情報交換して研鑽を積むサークル。1999年に

でき、全国に約2万5千人の会員がいます。そもそも「亭主関白」は、家庭で一番えらい妻をもてなす立場なのです。

夫源病は深刻な問題。予防しないと熟年離婚などに発展します。妻は常に正しいと考えるべし。万一、妻に反論したり、勝とうとしたりすると10倍返しに遭います。協会では「妻に勝たない、勝てない、勝ちたくない」という「非勝三原則」などを掲げています。

女性には外でのおしゃべりや買い物といったストレス発散も必要。それを支えることが、夫婦円満の秘訣です。妻の笑顔を引き出し家庭を平和にすることが世界平和にもつながります。

障がいのあるご本人に安心は必要不可欠です。

ぜんちのあんしん保険

平成 25 年料率改定

少額短期健康総合保険（無告知型）2012年創設

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いします。

〇取扱代理店

ほけんチャンネル株式会社

TEL 019-643-1511

〒020-0121 岩手県盛岡市月が丘2-8-1

〇引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8 岩本町シティプラザビル 5F

想 う

大きな災害に遭う・・・

☆ あの日（3，11）から5年が経ちました。・・・そして、4月14日から16日にかけて熊本市を中心に激震が襲いました。テレビを見ながら、5年前の恐怖と停電、ガソリン不足などの不便な生活を思い起こしました。

14日夜の震度7が前震で、16日の震度7が本震だと思われると発表されました。こんなに強い地震が続き、余震も多いことは、これまでに余り無かったことで、想定できなかったそうです。「想定外のことだ」・・・都合の良い言葉だと思ってしまいます。

避難誘導などの状況を見ていると、施設利用者を含む高齢者と乳幼児については、誰もが心配し、できる限りの手助けをしていましたが、知的障害者はどうしているのかは不明です。

一昨年、県育成会などでつくる「障害福祉団体連合会」では、災害時における知的障害者の安否確認のための連絡体制の検証を行いました。こうした取り組みは、行政を巻き込みながら強化していく必要があることを痛感しています。

後続く者のために・・・

☆ 若い親たちに加入を勧めるとその多くは「親の会に加入したら何かメリットがあるの？」と聞いてくるようです。こうした傾向は、どこの親の会（育成会）でも起きているようです。

自分たちにとってメリットがあるかどうかだけでなく、後に続いてくる方々のために骨を折り、汗をかくことも考えて行動を起こしてもらいたいものだと思ってしまいます。

学校に預けている間は、学校が守ってくれ、支援してくれますが、卒業後は様々な問題を自分で解決しなければならないようになります。例えば、就職・就業、青年期の生理、年金の問題などです。ひとりでは難しいことでも、みんなで助け合い、組織として動けば解決でき、あるいは良い方向に向けていくことができることも多々あります。

今は、法律や制度があり、不安がなくても、社会の変化とともに新しい問題がでてきます。行政が、あるいは誰かが動いて解決してくれるだろう・・・ではないと思います。

平成二十八年度の事業

◎ 第五十八回手をつなぐ育成会秋田県大会
開催日 平成二十八年八月二十八日（十時～）
場 所 由利本荘市文化交流館 カダーレ

◎ 第五十六回東北ブロック大会
開催日 平成二十八年九月二十四日～二十五日
場 所 仙台市東京エレクトーンホール宮城
（秋田県手をつなぐ育成会）

編集後記

* 我が国には四季がある。春夏秋冬そして冬・・・
古人は更に、この四季を二十四節季に細分化して、自然を敬い、畏怖しつつ自然を愛でた。自然界の万物を神として崇め、逆らうことを戒めてきた。

* 人間の化学の力はX線やラジウムを発見し、核分裂も発見して原子力時代に突入・・・
そして得られた「歓喜と恐怖」相反する感情にどう折り合いをつけるのか？
化学の力をもつてしても地の底の活断層の動きさえつかめなかった人知の無力を思う。

* しかし、花を愛で、紅葉狩りを楽しみ、雪の美しさを称える日本人の魂の機微に触れると先人のおおらかさが伝わってくるのです。